

学校いじめ防止基本方針

新居浜市立船木小学校

はじめに

いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行されました。本校ではこの法律の趣旨を実現するべくここに「学校いじめ防止基本方針」を掲げました。児童の人権を守るために、「いじめをしない、させない、許さない児童の育成」を推進していきます。

この法律には、保護者の責務や関係機関等の役割も規定されました。学校は家庭等と連携協力をしながら、いじめ防止及び問題解決に取り組んでいく所存です。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 人権・同和教育の充実

児童一人一人を大切に、互いに認め合い、支え合う集団づくりをめざして、全校で取り組む。特に、互いに思いやる心を育てるため、なかま遊びや縦割り清掃など異学年による縦割り班活動を推進する。

(2) 道徳教育の充実

思いやり的心や命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。児童一人一人が認められ、互いに思いやる関係づくりに全校で取り組み、「いじめは絶対に許されないことである。」ということ、教育活動全体を通して指導する。

(3) 児童生徒の主体的な活動（児童会活動）

いじめ防止を目指した児童会や委員会活動を推進する。

ア 集会委員会や高学年児童を中心にあいさつ運動を行い、毎朝元気のよいあいさつを交わすことで、全校児童が明るく気持ちのよい一日のスタートを切れるようにする。

イ なかま集会において、各学年の考えを交流し合い、温かい学級・学校づくりを進めていこうとする意識を育てる。

(4) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）

ア 1時間の授業で何を行うのか、学習課題を明確にするとともに、教材・教具を工夫し、参加する喜びを味わわせる授業改善を図る。

イ チャレンジ学習・補充問題等を行い、学習の基礎・基本の徹底を図るとともに、支援員等と連携を図り、安心して学べる環境づくりに努める。

(5) 相談体制の整備

ア 児童や保護者との教育相談を充実させるとともに、教職員が児童と接する時

間を大切にし、児童理解を深め、そこでとらえた児童の課題（心・行動・その他）に迅速、組織的に対応し解決を図る。

イ 学校便りや学年便り、生徒指導便り等を通して、学級担任だけでなく様々な教職員やハートなんでも相談員等による相談窓口等を紹介して、保護者に広く啓発していく。

(6) 発達障がい等への共通理解

発達障がいのある児童は、コミュニケーションが苦手がいじめを受けやすい場合があるため、障がいの特性を周囲の大人が理解し、いじめ防止につなげる。

(7) 校内研修の充実

教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けることができるように、

教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。校内研修を通して、すべての教職員の共通理解を図る。

(8) 保護者への啓発

ア 定期的に教育相談日を設け、保護者からの相談がしやすいようにする。

イ 児童が発する変化のサインに気づいたときは、すぐに学校に相談することの大切さをしっかりと伝える。

ウ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校便りやいろいろな会などで伝え、理解と協力をお願いする。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備

中学校区情報交換会等の機会を捉えて、いじめへの対応の事例研修を行い、連

携していじめの防止にあたる。いじめが発生したことがある場合、中学校との引継ぎ会で具体的に事実を伝え、再発防止に努める。

3 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手だて等）

(1) いじめの態様

最近のいじめは、携帯電話やスマートフォン、パソコンの介在により、いっそう見えにくいものとなっている。教員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく。

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として扱われるべきと認められる場合、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応を取る。

《分類》 《抵触する可能性のある刑罰法規》

ア	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる……脅迫、名誉毀損、侮辱
イ	仲間はずし、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ	軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする……暴行
エ	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする……暴行、傷害
オ	金品をたかられる……恐喝
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする……窃盗、器物破損
キ	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする…強要、強制わいせつ
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる……名誉毀損、侮辱

(2) 指導体制の確立

学級担任、学年団、専科教員、養護教諭、縦割り班活動担当者等と、校長、教頭、生徒指導主事が連携して、いじめの早期発見に努める。

(3) 早期発見のための研修

- いじめの早期発見や未然防止に向けた生徒指導研修
- 生徒指導全体計画での研修
- 配慮を要する児童の事例研修
- Q-Uの実施と考察に関する研修
- 保護者対応研修
- ネットいじめ防止のための情報教育研修
- 児童の観察、チェックリスト活用のための研修

(4) アンケート等調査の工夫

ア 毎月1回の「絆アンケート」により、いじめの早期発見に努める。また、「学校でうれしかったこと」等の項目で、前向きな気持ちを引き出せるようにする。さらに、「友達を大切にすることについてお家の人と話し合ったこと」という項目を必ず設け、児童と保護者が話し合う機会がもてるようにする。

イ 毎年6月中旬から7月上旬に行う「いじめ調査」によるいじめアンケートにおいて、聞き取り調査等を行い、いじめの早期発見に努める。

(5) 相談活動の充実

ア 安心して相談できる体制づくりに努め、相談活動の充実を図る。

イ 「絆アンケート」、「いじめ調査」のアンケート回答をもとに、個別に教育相談を行い、いじめの早期発見と児童の思いの把握に努める。

(6) 保護者との連携・情報の共有

ア 「絆アンケート」に保護者とともに回答することにより、児童、保護者と教職員との情報の共有を図る。

イ 学期末の個別懇談会を充実させ、保護者との情報共有を密にする。

ウ 「生徒指導通信」を発行し、適切な情報等を保護者へ伝え、啓発を図る。

(7) 地域及び関係機関との連携

ア 月に一度の校区補導委員会で、補導委員や警察との情報交換を行う。

イ 下校時の児童の様子など、「かぶとっこ見守り隊」との情報交換を行う。

(8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

児童との会話、観察、日記指導等を通して、インターネット上のいじめの早期発見に努める。

4 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

(1) 被害児童等の保護

何よりもまず、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を保護し、安全安心を確保する。

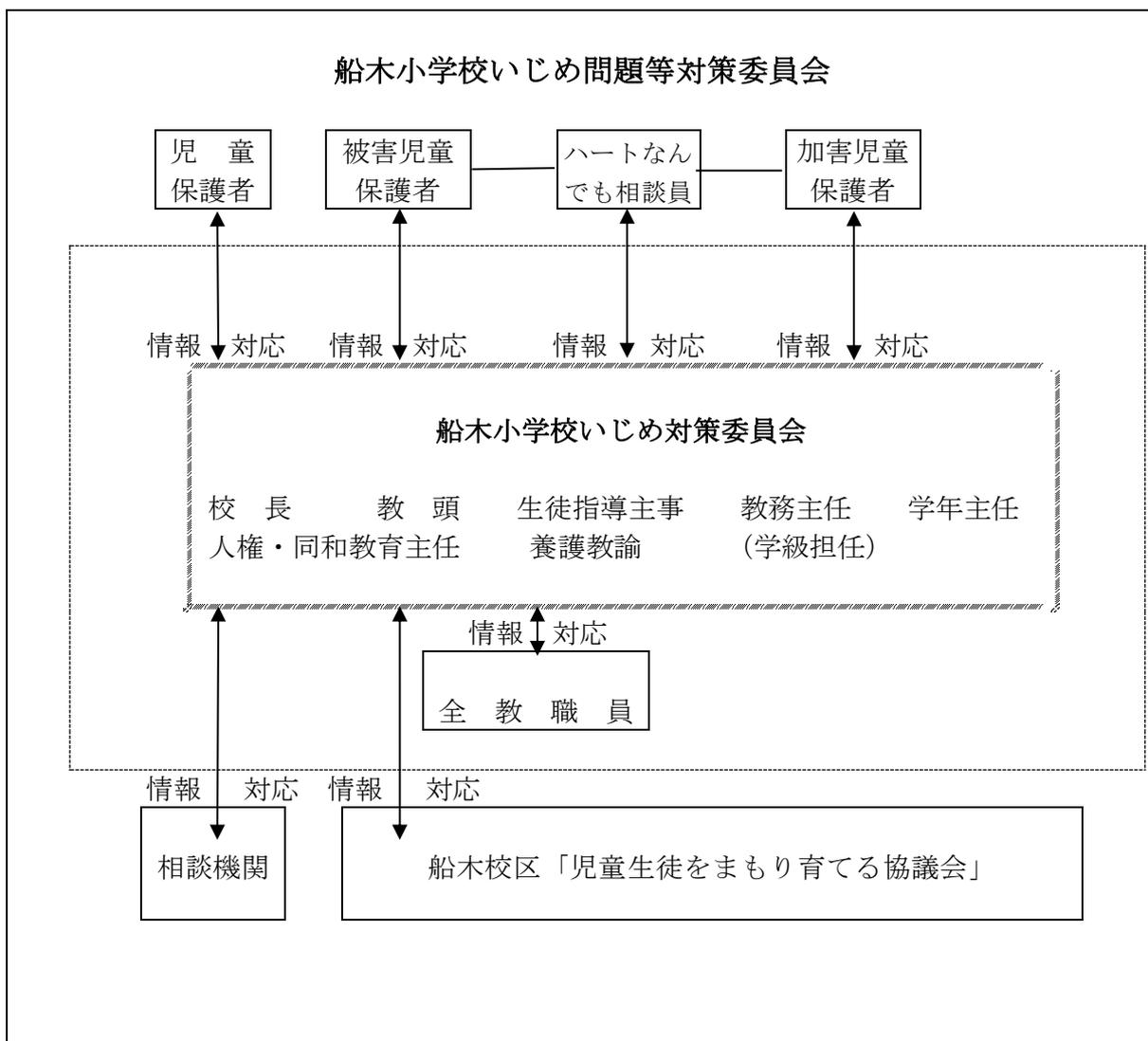
(2) 事実確認・情報共有

いじめが発見された場合には、直ちに「船木小学校いじめ対策委員会」を開き、事実確認、情報の整理、共有を図り、対策を検討する。

- (3) 組織（「船木小学校いじめ対策委員会」）での対応（指導体制、方針の決定）
 - ① いじめが発見されたときには、分かっている情報を整理した後、児童から事情を聞く教員の割振りなどを決定する。
 - ② 児童等から聞いた情報を整理、共有する。
 - ③ 校長の指導のもと、関係児童の保護者への説明や指導の方針等を決定する。
- (4) 被害児童・保護者に対する説明、支援
被害児童から事実関係の聴取を行うとともに、被害児童の安全確保を第一に対策を考える。また、被害児童が自尊心を損なわないように配慮する。さらに、その日のうちに、複数の教員で、保護者に事実関係と今後の指導方針を伝える。
- (5) 加害児童生徒への指導及び保護者への支援
加害児童から事実関係の聴取を行うとともに、いじめをやめさせ、その再発を防ぐ指導を行う。また、保護者に対していじめに対する事実を伝え、再発防止への協力を求める。
- (6) 教育委員会への報告・連絡・相談
毎月の「いじめに関する調査」により、教育委員会に適切に報告する。しかし、重大ないじめや保護者等のトラブルに発展する恐れがある場合には、速やかに教育委員会に現状報告をし、助言を受けるものとする。
- (7) 安全措置（緊急避難等が必要な場合）
緊急避難が必要な場合には、被害児童が保健室等の別室で過ごすことができるようにする。登校することが困難な場合には、安心して学習ができる場を早急に確保することとする。また、状況に応じて、カウンセラーやあすなろ教室、警察などと連携して、被害児童の心の安定に努める。
- (8) 懲戒
教育上必要があると認めるときは、児童に懲戒を加えることができるが、教育的配慮に十分に留意することとする。
- (9) 出席停止
いじめ等を繰り返し行い学校として最大限の努力をしても解決せず、他の児童の安全や教育を受ける権利が保障されない場合には、出席停止の適用を検討する。
- (10) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき
被害児童を徹底して守るという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処することとする。
- (11) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき
生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めることとする。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

- (1) 名称 … 「船木小学校いじめ問題等対策委員会」
- (2) 構成員等



(3) 活動内容

ア いじめと思われる行為を発見したり情報がよせられたりした場合の対応

- ① すぐに船木小学校いじめ対策委員会を開催する。
- ② その後、すぐに船木小学校いじめ対策委員会の協議事項の情報を、全教職員に提供し、協力体制を整える。

イ 指導に関しては、「いじめに対する措置」を参考にするとともに、船木小学校いじめ問題等対策委員会、船木小学校いじめ対策委員会で協議して対応する。

ウ 相談機関は警察、児童相談所を中心に置き、指導の協力も依頼する。

6 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、新居浜市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（上記組織に教育委員会担当者及び必要に応じて外部専門家等を加える）を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 ホームページでの公開について

「学校いじめ防止基本方針」を船木小学校ホームページで公開する。

平成	26年	2月	28日	策定
	28年	4月	8日	一部改訂
	29年	4月	7日	一部改訂
	30年	1月	9日	一部改訂
令和	5年	4月	1日	確認更新
令和	6年	4月	1日	確認更新